

重 要

平成 24 年 5 月 25 日

保護者の皆様へ

佼成育子園

園長 須田益朗

登園許可意見書・登園届の変更について

平成 24 年 4 月 2 日『学校保健安全法施行規則』の一部が改正されました。これに伴い保育園に通っている児童が感染症にかかり、医師の治療後に登園する際の提出書類が変更されました。詳細は裏面の杉並区からの通知をご覧ください。

記

- ① 6 月 1 日以降、添付されている新しい書類を使用してください。
 - ★ 育子園ホームページの「保護者提出書類」からもダウンロードできます。
- ② 登園許可意見書（医師が記入）該当疾患の出席停止期間が一部変更されました。
- ③ 登園届（保護者が記入）はインフルエンザのみになりました。
 - ★ 鳥インフルエンザ H5N1 は登園許可意見書が必要です
 - ★ 出席停止期間が変更されました。
 - ★ 溶連菌、マイコプラズマ肺炎、手足口病等は登園届が不要になりました。

以上